

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉開放作業時、原子炉圧力容器ヘッド温度検出器用フレキシブル電線管に劣化(熱硬化による被覆の折れ)が認められたため、当該電線管を交換。	G	
2	1号機	原子炉開放作業時、原子炉上蓋スプレイングル配管フランジボルト3本のナットにカジリが認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	G	
3	1号機	原子炉建屋給気隔離弁(A,B)及び排気隔離弁(A)用アキュームレータ配管(フランジ部、検出器元弁部)において、空気漏れが認められたため、当該箇所を補修。	G	
4	1号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(46-07)スクラムパイロット電磁弁(2台)において、排気部より空気漏れが認められたため、当該電磁弁を点検補修。	G	
5	1号機	低圧復水ポンプ(A)用電動機点検時、冷却器ベント弁のハンドル紛失(取り付けしていない)が認められたため、当該弁のハンドルを取付。	G	
6	1号機	タービン建屋地下1階において、足場パイプ(3本)を移動中、天井取付の蛍光灯に接触し蛍光灯を破損させたため、注意喚起。	G	
7	1号機	復水脱塩装置の現場制御盤において、プログラムタイマーのシステムエラー表示が認められたため、原因を調査。	G	
8	1号機	タービン補機冷却系熱交換器貝殻除去装置(A,B,D)点検時、同装置覗き窓部に腐食が認められたため、当該覗き窓を補修。	G	
9	3号機	制御棒駆動水圧系ポンプ室空調機付近床ファンネルにおいて、詰まり(水が抜けない)が認められたため、当該ファンネル用配管を点検清掃。	G	
10	4号機	取水設備トラベリングスクリーン(C)において、電源ケーブル中継箱の不良(蓋部のシール不良による雨水浸入)により地絡する事象が認められたため、当該電源ケーブル中継箱を補修。	G	